

平成27年労第596号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からはCから委託を受けて会社が運営するD競技場（以下「事業場」という。）の所長として、事業場の運営管理業務に従事していた。

請求人によると、被災者は長期間ストレスの溜まる仕事に従事したため、うつ病を発病したという。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅倉庫内において、縊死しているところを発見された。死体検案書によると、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日午前〇時頃推定」、直接死因：「窒息」、死因の種類：「自殺」とされている。

請求人は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者には自殺前に精神科の受診歴はないが、『抑うつ気分』、『集中力と注意力の減退』、『食欲不振』が見受けられる」ことから、被災者に発病した精神障害はICD-10診断ガイドラインに照らし、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）であるとし、その発病時期は「平成〇年〇月中旬頃と思われる。」としている。

被災者の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であるものと判断する。

この点について、請求人は、被災者が精神障害を発病したのは平成〇年〇月〇日であり、E病院に2～3週間入院した旨述べているところ、同病院の診療録や入院証明書をみると、「平成〇年〇月に家族の死や病気などストレスが重なり、しだいに焦燥不安の強いうつ状態に陥り、初診。焦りの強いうつ状態で、家族のことや仕事のことを心配し過ぎて、ますます不安感が悪化するばかりであった。平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間入院して薬物療法を行い、症状改善し、退院した。」及び「病気に対する認識に欠ける面から来る症状の悪化も考えられ、症状の完治も先になりそうであるため、引き続き、見守っていく必要がある。」旨記載されている。しかしながら、一方において、F本部長は

「被災者が仕事に復帰する際、『もうちょっと休んでいた方がいいんじゃないの。』と心配して声をかけたところ、被災者は『大丈夫、大丈夫。』と答え、復帰後は元の被災者に戻っていた。」旨述べており、請求人自身も「被災者は退院してからまた元気に仕事に復帰したように見えた。退院後は通院していなかった。」旨述べている。こうした状況に鑑みると、平成〇年〇月頃に発病した被災者の精神障害は、同年〇月にはおおむね寛解した状態にあったものと判断することが相当である。

なお、請求人は、「被災者は長期にわたってずっとストレスを受け続け、それが原因でうつ病を悪化させた。」旨主張しているが、上記診療録や入院証明書の記載は悪化の可能性を示唆したものにすぎず、被災者の本件疾病が退院後悪化したと診断しているわけではないことから、請求人の主張は医学的根拠に基づくものとはいえず、これを採用することはできない。

- (2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

なお、請求人らは、本件公開審理において、本件疾病発病前6か月間の出来事だけを評価の対象とするのは不合理である旨主張している。しかしながら、認定基準は、「対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること」を業務上の事由による疾病であると認定する要件であると定めているところであり、当審査会においても、上記のとおり、同基準は妥当なものであると考えることから、請求人らの主張を採用することはできない。

- (3) 請求人の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 請求人は、業務による心理的負荷となった出来事として、①落ち込んだ観光客や収益の改善を求められていたこと、②全国放送やケーブルテレビなどの取材対応に追われるほか、集客アップのためにフェイスブックを立ち上げて情報を発信していたこと、③週に何度も会議が開催され、かつ、当該会議に会社社

長が出席し、会社の収益を改善するための意見を求められていたことなどを主張している。

ア ①の出来事について、請求人は、「被災者が、事業場の落ち込んだ観光客や収益の改善のための集客方法を発案実行し、人件費の削減を任されてぎりぎりの人数で事業場の運営をしなければならなかった。今まで前任の所長が誰もしなかった新企画を考えなければならなかった。」旨述べている。

この点、平成〇年〇月〇日付けの事業場の管理等に関する業務委託契約書は、受託者である会社への委託業務の範囲を事業場の管理運営に関することと定めているところ、当該業務の具体的な範囲を定める業務仕様書においても、競技施設の整備、運営、管理に関すること等のみが定められており、集客や収益の改善は盛り込まれていない。

また、集客や収益の多寡にかかわらず、委託者から受託者たる会社に一定金額が支払われる契約であることが認められるところ、G所長は、「事業場は、Cから管理を委託されているが、Cからリフト収入や集客を上げるように言われていない。節電や節水など一切言われたことはない。スタッフもベテランがおり、安い予算で行政が納得するような仕事をしている。」旨述べ、F本部長も、「事業場はCの施設であり、利益を上げることより、施設の管理を求められていた。」旨述べており、受託者たる会社が被災者に対して事業場の集客や収益の改善を求めていたとは判断し難い。

したがって、少なくとも被災者に期待される業務として、事業場の収益の改善や集客の増加は求められていなかったとみるのが相当であり、請求人が主張する出来事について、認定基準別表1の「新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、被災者の責任は大きなものであったとはいえ、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、「平成〇年秋頃から、全国放送やケーブルテレビの取材を多く受けていて、被災者がその対応に追われていた。」「被災者がインタビューに答えたり、テレビに出演したり、取材の打合せが増えていった。夜遅くにテレビ局から打合せの電話が自宅に頻繁にかかってきた。被災者にとっては慣れないことばかりで、かなりのプレッシャーになっていた。」及び「帰宅してから夜遅くまでパソコンでフェイスブックの情報を更新

したり、受信したメールに返信したりしていた。」旨述べている。

ところが、Hは、「被災者はしゃべるのが大好きだったので、率先して取材を受けていた。テレビに出ることもたくさんあったが、被災者は、『水を得た魚のようだ。』と自分で話しながら、生き生きして応じていた。」及び「ブログやフェイスブック、ツイッターを開設して、情報発信し始めたのも被災者である。当時は、主に被災者が更新していた。」旨述べ、Iも同旨を述べている。

これらの申述からすると、マスコミへの対応を被災者が担当していたことは事実であるも、被災者は自ら楽しみながら行っていた可能性が高く、無理強いされていたものとは認め難く、さらに、フェイスブック等での情報発信も被災者が率先して行っていたものと推認されることから、請求人が主張する出来事について、認定基準別表1の「大きな説明会や公式の場で発表を強いられた」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当するとみても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ ③の出来事について、請求人は、「平成〇年頃から、社長が出席する会議が週に何度もあった。」「被災者が、会議は朝から夕方まで昼食休憩もなしで行われ、とても疲れると言っていた。」及び「被災者は、自分の仕事でもないのに、どうして、こんなことまで考えないといけないのかと困っている様子であった。」旨述べている。

請求人が主張する会議について、F本部長は、「経営会議は、社長以下取締役と各営業所長、本社の部長クラスが出席し、週1回木曜日の午前10時から定例的に開催されていた。会議は2時間くらいであったが、長い時には昼食を食べてから午後までかかるときもあった。会議の内容は、営業成績の報告から、改善策や会社の方向性を決めるものであった。数字が上がらない営業所の担当者が責められるといった厳しいものではなかった。」旨述べている。

F本部長の同申述内容は具体的かつ信憑性が高いと認められるものであり、経営会議では、営業成績の報告がなされ、経営に関する各種の改善策も検討されていたことは事実であると推認されるが、上記アでみたとおりに、被災者が担当していた事業場については収益の改善や集客の増加は求められていなかったのであるから、被災者自身が同会議において、収益の増大や有効な改

善策を強く求められていたとは認め難いことから、請求人が主張する出来事について、認定基準別表1の「新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、被災者の責任が大きなものであったとは判断し得ず、決定書理由に説示しており、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ 被災者の労働時間については、Hが「勤務日報どおりの勤務時間である。」旨述べているところ、監督署長が主として勤務日報に基づき算定した発病前6か月間における1か月当たりの時間外労働時間数は、9時間10分から25時間45分であることから、恒常的な長時間労働に従事していたものとは認められない。

オ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が3つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」とであると判断する。

(5) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

なお、請求人らは、本件公開審理において、会社には社員の身体と精神の健康を把握する責任があるにもかかわらず、それができていなかったなどと述べ、会社には安全配慮義務違反があった旨主張しているが、労働者災害補償保険制度においては、会社の労働契約に伴う民事上の義務違反の有無にかかわらず、傷病の発症や死亡が業務に起因したものと認められるか否かの観点において判断するものであり、会社の安全配慮義務違反の有無を判断するものではないから、その主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」とであることから、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。